

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例について

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年六月十一日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(報酬)

第二条 報酬の基本額は、月額又は時間額で定める。

2 月額で定める報酬の基本額は、別表の上欄に掲げる会計年度任用職員が従事する業務の種別に応じ、同表の下欄に定める額に三十八・七五分の二十九を乗じて得た額（次項において「月額上限額」という。）の範囲内で任命権者が定める額とする。

3 時間額で定める報酬の基本額は、月額上限額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額の範囲内で任命権者が定める額とする。

4 前二項の規定にかかわらず、職務の性質その他特別の事情によりこれにより難い職にある者の報酬の基本額は、任命権者が知事と協議の上、人事委員会の承認を得て定めるものとする。

5 前三項の規定により報酬の基本額を定める場合には、会計年度任用職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重並びに常勤の職員の給料との権衡を考慮しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員に対し、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第十二条の二に規定する地域手当に相当する報酬、給与条例第十四条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬、給与条例第十五条に規定する休日勤務手当に相当する報酬、給与条例第十六条に規定する夜間勤務手当に相当する報酬及び給与条例第十八条に規定する宿日直手当に相当する報酬を支給する。

7 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員に対し、給与条例第二十条に規定する特殊

勤務手当に相当する報酬を支給することができる。

8 給与条例第七条及び第八条の規定は、月額で定める報酬の基本額の支給方法について準用する。

9 時間額で定める報酬の基本額及び前二項に規定する報酬の額の支給方法は、人事委員会規則で定める。

(報酬の減額)

第三条 会計年度任用職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（当該祝日法による休日に代わる日を指定されて、当該祝日法による休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該祝日法による休日に代わる日）又は十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（当該年末年始の休日に代わる日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該年末年始の休日に代わる日）である場合、給与条例第四十二条に規定する年次休暇に相当する休暇による場合その他の人事委員会規則で定める場合を除き、その勤務しない一時間につき、人事委員会規則で定める勤務一時間当たりの報酬の額を減額した報酬を支給する。

(費用弁償)

第四条 費用弁償は、次に掲げる場合に支給する。

一 出張したとき。

二 給与条例第十二条の六第一項に規定する通勤手当の支給要件に該当するとき。

2 前項第一号に掲げる場合に支給する費用弁償の額及びその支給方法は、岐阜県職員等旅費条例（昭和三十三年岐阜県条例第三十号）に定める知事等以外の者の例により算定した額及び当該者の例による支給方法とする。

3 給与条例第十二条の六第二項、第三項及び第五項から第八項までの規定は、第一項第二号に掲げる場合に支給する費用弁償の額及びその支給方法について準用する。

4 前項の規定にかかわらず、給与条例第十二条の六第七項に規定する支給単位期間当たりの通勤回数が少ないことその他前項の規定により難い特別の事情がある場合における第一項第二号に掲げる場合に支給する費用弁償の額及びその支給方法は、人事委員会規則で定める。

(期末手当)

第五条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（人事委員会規則で定める者を除く。）に対し、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（人事委員会規則で定める者を除く。）についても、同様とする。

2 給与条例第二十三条第二項及び第四項、第二十四条並びに第二十四条の二の規定は、会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、第二十三条第四項中「給料及び

扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

- 3 六月一日に在職する会計年度任用職員であつて、その年の前年の十二月二日からその年の三月三十一日までの間において会計年度任用職員として勤務していたもの（人事委員会規則で定める者を除く。）に係る前項の規定の適用については、同項において準用する給与条例第二十三条第二項中「在職期間」とあるのは、「在職期間（その年の前年の十二月二日からその年の三月三十一日までの間において地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員として勤務した期間を含む。）」とする。

（委任）

第六條 この条例に定めるもののほか、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和二年六月一日に在職する会計年度任用職員であつて、令和元年十二月二日から令和二年三月三十一日までの間において岐阜県各種委員等給与条例（昭和二十三年岐阜県条例第四十八号）第一条第三号に掲げる者として勤務していたもの（人事委員会規則で定める者を除く。）に係る第五条第二項の規定の適用については、同項において準用する給与条例第二十三条第二項中「在職期間」とあるのは、「在職期間（令和元年十二月二日から令和二年三月三十一日までの間において岐阜県各種委員等給与条例（昭和二十三年岐阜県条例第四十八号）第一条第三号に掲げる者として勤務した期間を含む。）」とする。

- 3 当分の間、会計年度任用職員（単純かつ補助的な業務に従事する者を除く。次項及び附則第六項において同じ。）に対し、第二条に規定する報酬のほかに、人事評価の結果及び勤務の状況に応じて報酬を支給することができる。

- 4 前項の規定により支給する報酬は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（人事委員会規則で定める者を除く。）に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（人事委員会規則で定める者を除く。）についても、同様とする。

- 5 附則第三項の規定により支給する報酬の額は、報酬基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。

- 6 前項の報酬基礎額は、それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額とする。

- 7 給与条例第二十四条及び第二十四条の二の規定は、附則第三項の規定により支給する報酬の

不支給及び支給の一時差止めについて準用する。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

8 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「常勤を要しない」を「非常勤の」に、「次項において同じ。」については「以下「非常勤職員」という。」の報酬及び期末手当の額並びにその支給方法は「に、「予算の範囲内で任命権者が定める額の報酬又は賃金を支給する」を「別に条例で定める」に改め、同条第二項中「前項の常勤を要しない職員」を「非常勤職員」に、「に定める報酬又は賃金」を「の報酬及び期末手当」に改める。

第四十条中「(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を削り、「任命権者が」の下に「別に」を加える。

別表(第二条関係)

会計年度任用職員が従事する業務の種類	額
給与条例別表第一行政職給料表の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務及び単純かつ補助的な業務	給与条例別表第一行政職給料表の二級の三十五号給の額
給与条例別表第二公安職給料表の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第二公安職給料表の一級の五十四号給の額
給与条例別表第三教育職給料表の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第三教育職給料表(一)の一級の六十三号給の額
給与条例別表第四研究職給料表の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第四研究職給料表の二級の二十六号給の額
給与条例別表第五医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第五医療職給料表(二)の二級の六十四号給の額

提案説明

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬等の額及びその支給

方法を定めるため、この条例を定めようとする。